

番号	①
項目	・松原線街路樹の伐採理由について。長居公園事務所が 4 月 24 日に [] に送ったメールに添付した「回答」は市民が納得できる内容ではなかった。6 月 27 日の団体協議では時間切れにより、「視距阻害」「乗り入れ近接」「照明」「根上がり」それぞれの伐採理由の十分な説明が受けられないまま、協議終了となった。よって、協議で出た様々な質問にかみ合った具体的な回答・説明を再度求める。 例えば 124 番の樹木は、「標識を隠す可能性がある」との回答があったが、何年先の可能性を想定しているのか。あえて剪定をせず、伐採一択とした理由の説明も求める。
(回答) ・安全対策事業は、市民の安全・安心の確保を目的とし、日常の維持管理では道路・公園の安全性と快適性を維持できなくなった樹木を対象に撤去・更新を行うものであり、それぞれの樹木の撤去理由における様々なご質問に対して、前回の団体協議の場で、次のとおりご説明させていただいております。 ・視距阻害（標識）に関しては、標識の直近まで枝葉が成長し、標識が見えなくなる可能性があるため、通行車両からの視認性の確保や歩行者との接触事故防止の観点から、道路管理上、支障があると判断し撤去対象としております。 ・乗り入れ近接に関しては、高木そのものが死角を発生させ、見通しが悪くなるため、見通しの確保と接触事故防止の観点から、道路管理上、支障があると判断し撤去対象としております。 ・照明に関しては、枝葉が成長、繁茂し、照明の光を遮ることで暗くなるため、歩道上における歩行者等の安全確保の観点から、道路管理上、支障があると判断し撤去対象としております。 ・根上がりに関しては、道路施設を損壊させる原因となるほか、伸びた根による舗装の亀裂や段差で躓き、転倒する事故の危険性があるため、道路の安全・安心を確保する観点から、道路管理上、支障があると判断し撤去対象としております。 ・大木化した全ての樹木において個々の状況に応じて、剪定し続けることは現実的ではありませんので、現状では道路交通の安全確保ができないものと判断し、撤去することとしております。	
担当	建設局 南部方面管理事務所 長居公園事務所 電話：06-6691-7200

番号	②
項目	・ 6 月 27 日の団体協議及び情報公開請求で、現地での街路樹 1 本ごとの調査記録がないことが判明した。現地調査の記録なしに、どのようにとりまとめ資料を作成したのか。現地調査した職員からは調査記録も示されず口頭のみでの報告だけだったのか。最初から調査記録がないのか、最初は存在したが後に破棄したのか。職員による街路ごとのメモ等の存在も含め、明らかにすること。
(回答) ・ 前回にも回答させていただいておりますが、安全対策事業は、市民の安全・安心の確保を目的とし、日常の維持管理では道路・公園の安全性と快適性を維持できなくなった樹木を対象に撤去・更新を行うものであり、対象樹木の選定にあたっては、街路樹を起因とした事故を未然に防止し、市民の安全安心を確保する観点から、日ごろ樹木管理に携わり、専門的な知識やノウハウを有している当事務所職員が、縁石や舗装損壊の有無、樹木の生育状況、視距阻害や通行障害など、安全な道路交通に支障をきたす恐れがあるかなどについて、現地で 1 本ごとの植栽環境を確認し、取りまとめた資料を、組織として意思決定しております。	
担当	建設局 南部方面管理事務所 長居公園事務所 電話：06-6691-7200

番号	③
項目	・松原線の街路樹伐採にかかる費用（予算）について。松原線の街路樹伐採にかかる費用の予算は 2023 年 3 月末までに確定している。しかし、実際に現地調査で 1 本 1 本の伐採判断を行ったのは、2023 年 5 月と中村所長から回答があった。伐採本数が決まっていないのになぜ予算がつくのか。これでは伐採理由は後付けで、最初から全本数の伐採ありきではないか。
(回答) ・これまでもご説明させていただいておりますが、街路樹の安全対策事業に係る予算は事業計画に基づき、2021(令和 3)年度までの現地調査を踏まえ概ねの事業費を予算として確保しております。 ・各年度の安全対策事業の実施にあたっては、公園事務所職員が、縁石や舗装損壊の有無、樹木の生育状況、視距障害や通行障害など、安全な道路交通に支障をきたす恐れがあるかなどについて、直近の状況を現地で 1 本ごとに調査を行い対象樹木を選定しており、伐採ありきで進めているわけではございません。	
担当	建設局 南部方面管理事務所 長居公園事務所 電話：06-6691-7200

番号	④
項目	・ 6 月 27 日の団体協議では、西田係長から「現在の限りある予算内では 4 ～ 5 年に一度の強剪定となり、樹木の状態に応じた丁寧な剪定はできないので、伐採する」という旨の発言があった。要するに松原線の街路樹伐採は維持管理の予算不足が原因なのではないか。街路樹自体が対処のしようがないほどの危険性があるわけではないので、安全対策事業ではない。ならば、伐採理由を「剪定・維持管理の予算不足の為」と正確に公表すべき。
(回答) ・ もともと緑が少なかった大阪市では、昭和 3 9 年に発表した「緑化百年宣言」を契機に、都市の景観や快適性の向上をめざし、公園樹や街路樹を植え都市緑化に努めてきました。 ・ 年月の経過とともに、多くの樹木が大木化・老木化した結果、市民生活に支障が生じるおそれのある状況となったことから、安全対策事業として、これらの樹木を短期集中的に撤去・植え替えを行っているものです。	
担当	建設局 南部方面管理事務所 長居公園事務所 電話：06-6691-7200

番号	⑤
項目	・以上のことが明らかになるまでは、残された 3 本の街路樹の伐採を「保留」すること
(回答) ・街路樹の安全対策事業は、安全な道路交通と市民の安全安心を確保する目的として実施しており、団体協議の場において、準備が整い次第、作業に入ることをご説明させていただきましたとおり、7 月 5 日、本要望書の受領前に撤去作業に着手し、同日中に作業を完了しております。	
担当	建設局 南部方面管理事務所 長居公園事務所 電話：06-6691-7200

番号	⑥
項目	・ 植え替えの樹木に「高木」を加えること（団体協議時に回答得られなかった為再度）
（回答） ・ 大阪松原線においては、歩車道境界側の植栽環境を踏まえ、路線全体として「低木」に植え替えることとしております。 ・ なお、これまでの現地説明等において、高木に植え替えることも検討すると回答したことはありますが、現在の植栽環境を踏まえ、「低木」に植え替えることとしており、「高木」に植え替えることは考えておりません。	
担当	建設局 南部方面管理事務所 長居公園事務所 電話：06-6691-7200